

## 学校評議員制度の法制化と学校参加〔Ⅱ〕

——主に文部省通知「学校教育法施行規則等の一部を  
改正する省令の施行について」を検討する——

勝 野 尚 行

はじめに

- 第 1 章 「諮問文」「諮問理由説明」
- 第 2 章 地方教育行政の改革と学校参加
- 第 3 章 学校の自主性・自律性の確立
- 第 4 章 学校評議員制度の法制化に向けて  
…… (以上, 前号)
- 第 5 章 学校教育法施行規則等改正案
  - 学校教育法施行規則改正案
  - 国立学校設置法施行規則改正案
  - 国立久里浜養護学校組織運営規則改正案
  - 学校教育法施行規則改正案 (2)
- 第 6 章 学校教育法施行規則等改正通知
  - 第 1 節 学校評議員制度に関して
    - 「学校の職員以外の者で教育に関する理解及び  
識見を有するもの」等の含意について
  - 第 2 節 職員会議に関して
  - 第 3 節 校長・教頭の資格関係  
…… (以上, 本号)

はじめに

前回の本論文〔Ⅰ〕では、私は、主に 98・9・21 中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」を取り上げ、その内容の総括的・批判的な分析を試みた。

その主旨は、およそ次のような点に置いたつもりである。

この中教審答申は、実に「教育行政の地方分権化」「地域住民の教育行政・学校運営への参画」「学校の自主性・自律性の確立」を主な柱とする、形式的に見れば、まことに優れた答申である。いずれの柱も「教育を国民の事業とする」（南原繁の提言）上に、欠かせない原則だからである。しかし、この中教審答申は、これらの柱のそれぞれの内容に逐一深く立ち入って見れば、その具体的な内容は、我々が期待するところから大きく乖離し、その反対物に転化していると言ってもよいほどである。

例えば、その「教育行政の地方分権化」の下では、随所で「地方分権を推進し、市町村において、より地域に根差した教育行政を主体的かつ積極的にできるよう、見直しが必要である」という筋の文言を繰り返しながら、より具体的には、なるほど都道府県教育長の文部大臣承認制の廃止および市町村教育長の都道府県教育委員会承認制の廃止を提案し、教育長の首長任命制・議会同意制を提案しながらも、その限りでは教育行政の地方分権を提案しているけれども、それは、教育委員の公選制ないし準公選制を提案するものではないし、教育課程の基準等の大綱化・弾力化を提案しながらも、学習指導要領・検定教科書等の強制システムはそのままに維持・存続させ、教育課程の基準以外の基準・規則等についても、その「見直し」を言うだけで、文部省の基準設定権・規制権には触れずに、現行のままにしているし、都道府県・市町村に対する国の措置要求制度・指導等についても、国の措置要求制度の「見直し」を言うだけで、その廃止を求めるものではないし、国の指導等についても、その義務化は廃止しても「必要に応じて指導等を行うことができる」などとして、国の指導通知行政は存続させるとしているのである。また、いわゆる「義務標準法」で定める小・中学校の1学級の標準40人を下回る学級編成を、都道府県の意向でできるようにするといってみても、30人学級制等を実現する国の財政的な裏付けは何ら示していないから、都道府県による弾力的な学級編成は、著しく困難なのである。

総じて、教育行政の文部省集権主義の本格的な是正からは程遠い「地方分権化」だと言わざるを得ないのである。

このような限界は、その他の「地域住民の教育行政・学校運営への参画」「学校の自主性・自律性の確立」などの柱の内容についても、まったく同様に指摘できることであって、それは「地域住民の教育行政・学校運営への参画」まで提起しながら、その「参画」概念の内容は、地域住民が「計画立案の参加」主体となることを少しも意味せず、地域住民が教育行政等について「上から知らされ、下に知らせる」客体的対象となることを意味しているに過ぎない。新設されることになる学校評議員制度も、この筋でその役割を果たすことが期待されているに過ぎないから、校長推薦・教委委嘱の時点で決定されるのであり、教委・校長の教育行政執行の補助機関となるに過ぎないのである。さらに、それが「学校の自主性・自律性の確立」について言っているとしても、その「自主性・自律性」は、教育行政支配に対する教職員の自主性・自律性の確立のことを意味しているのではなく、教職員(=職員会議等)に対する校長の裁量権限=支配権の拡大のことを意味しているに過ぎず、かえって職員会議等を、校長の権限行使の従属的な補助機関・補佐機関に変えることになるのである。

総じて言って、学校評議員制度の創設は、結局のところ、教委・校長・学校評議員・職員会議という上命下服秩序の、一層の整備・確立をもたらすことになるのである。

さて、そしてその後、本論文〔Ⅰ〕では、この98・9・21中教審答申を受けて後の、学校評議員の法制化に向けての文部省の動向を若干、補足的に検討し、文部省が2000年代に入るや、直ちに、学校教育法施行規則等を一部改正するという方法で、この9・21中教審答申の法制化に乗り出したことを明らかにしておいた。では、文部省から2000年1月20日に発表された学校教育法施行規則等の一部改正案は、具体的には、どのような改正案であったか。以下、この点を仔細に見ていくことにしよう。

## 第5章 学校教育法施行規則等改正案

前回の本論文〔I〕の後半部分でも明らかにしたように、2000年1月20日、文部省は学校教育法施行規則等の一部改正案を発表し、学校評議員制度および職員会議等の法制化に向かって歩み出した。その学校教育法施行規則等の改正案は、より具体的にはどんな改正案であったか、その改正案の制定主旨は何か、これらの問題について、以下に順次見ていくことにしよう。

初めに、あらかじめ指摘しておきたいことは、今次の学校教育法施行規則等一部改正案は、形式的には、新たに学校評議員制度を法制化しようとする改正案ではあるが、すでに2000・1・21『毎日』記事が指摘していたように、今回の見直しの焦点は職員会議の扱いにあり、学校評議員についてはもちろんのこと、むしろ職員会議をも校長の従属的補助機関に変えることにあると見られるということである。この点、1・22『毎日』社説「学校評議員」が指摘していたように、まさに「学校評議員制度にしても、職員会議の位置づけにしても、運用次第では管理強化の『閉ざされた学校』になる可能性もある」と見られるのであり、今次の改正案は、教育委員会・校長による教職員に対する管理権の、ひいては学校教育に対する支配権の、一層の拡大をはかることにあるということである。この点は、今次の改正案の制定主旨を見れば、より明白になるに違いない。

本論文〔II〕では、初めの第5章で、それら学校教育法施行規則等の改正案そのものを瞥見し、後の第6章で、その改正案の制定主旨を詳しく見ていくことにしたい。

(1) 文部省が発表した学校教育法施行規則等の一部改正案のうち、初めに、職員会議および学校評議員の関係の改正規定案だけを示せば、次のとおりである。

なお、これらの規定案は、いずれも新規の規定案であるから、ここでは新旧対照表を示すことはしない。

#### 学校教育法施行規則改正案

第 23 条の 2 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

第 23 条の 3 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

\* なお、この小学校の職員会議・学校評議員に関する規定は、第 55 条で中学校に、第 65 条で高等学校に、第 65 条の 10 で中等教育学校に、第 73 条の 16 で盲学校・聾学校・養護学校に、第 77 条で幼稚園に、それぞれ準用されることになる。

#### 国立学校設置法施行規則改正案

第 26 条の 3 附属学校に、その附属学校が附属する国立大学（学部の附属学校にあっては、当該学部を置く国立大学とする。次条において同じ。）の学長の定めるところにより、職員会議を置くことができる。

第 26 条の 4 附属学校に、その附属学校が附属する国立大学の学長の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 前項の学校評議員は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 23 条の 3 第 3 項（同規則第 55 条、第 65 条、第 65 条の 10、第 73 条の 16 及び第 77 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その附属学校が附属する国立大学の教職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、学長が委嘱する。

#### 国立久里浜養護学校組織運営規則改正案

（職員会議）

第 9 条 学校に、職員会議を置く。

2 前項の職員会議に関し必要な事項は、校長が定め、文部大臣の承認を受けるものとする。

(学校評議員)

第10条 学校に、学校評議員を置く。

2 前項の学校評議員に関し必要な事項は、文部大臣が定める。

(2) 校長および教頭の任用資格に関する規定の改正案について見れば、次のようになる。本来ならば、現行規定と対比しながら改正案を示すべきであるが、現行規定については、ここでとくに対比的に示すことはせず、後の第6章で、本改正案の特徴を現行規定に照らして説明するとき、現行規定に関しても、必要な限りで言及することにしたい。

#### 学校教育法施行規則改正案(2)

第8条 校長(学長及び高等専門学校の校長を除く。)の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による教諭の専修免許状又は1種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)を有し、かつ、次に掲げる職(以下「教育に関する職」という。)に5年以上あったこと

イ 学校教育法第1条に規定する学校及び同法第82条の2に規定する専修学校の校長の職

ロ 学校教育法第1条に規定する学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び同法第82条の2に規定する専修学校の教員(以下本条中「教員」という。)の職

ハ 学校教育法第1条に規定する学校の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。)、実習助手、寮母及び学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の3に規定する職員をいい、同法第5条の2に規定する施設の当該職員を含む。)の職

ニ 学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和21年勅令第208号)第1条の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当す

る者の職

ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

チ 少年院法（昭和23年法律第169号）による少年院又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第7条第1項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第2項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第48条第4項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職

リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職

ヌ 外国の官公庁におけるリに準ずる者の職

2 教育に関する職に10年以上あったこと

3～10（削除）

第9条の2 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前2条に規定するもののほか、第8条各号に掲げる資格を有する者と同等の資格を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

第10条 第8条の規定は、教頭の資格について準用する。

(3) 職員会議、学校評議員、校長・教頭の任用資格などの関係について、2000年1月20日に文部省が発表した学校教育法施行規則等の一部改正案の全文は、以上に見てきたとおりであるが、ここに発表されたものは、改正案なのであって、改正省令ではない。

あくまでも改正案なのであるから、少なくとも、これを一般公開して本改正案に関して広く人々の意見を求めたり、あるいは、これを省議にかけてそ

の省議内容を公開するなどして、大いに修正が施されて当然のことであったのである。しかし、文部省は、そのような手続を一切省略して、この改正案をそのままに、翌日の2000年1月21日には「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」として、つまり「改正省令」として公布し、しかも同日には、早くも「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」という「文部省通知」を、全国の関係機関に向けて発したのである。しかも、その「文部省通知」には、実に「改正省令の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、関係する規程の整備等、事務処理上遺漏のないようお願いいたします」という一文まで付記されているのである。

では一体、文部省は、どのような施行通知を出したのか。この点を、次の第6章で仔細に見ていくことにしよう。

(4) 学校教育法施行規則等は省令なのであるから、文部省の一存でどのようにでも制定できるし、どのような施行命令でも発することができるという、そのような発想がこの文部行政の基底に据えられている。しかし、このような文部行政の基底的発想としての省令主義は、いかに文部省側が中教審からの「お墨付き」を得た上での施策だと言うとしても、到底そのままに認容し得るものではない。というのは、戦後日本の教育・教育行政においては、ここであらためて指摘するまでもなく、国民の意思に基づいて教育・教育行政を行うという、教育行政の法律主義こそが原則とされなくてはならず、戦前日本型の省令主義＝命令主義（勅令主義）は、強く退けられなくてはならないからである。

保護者・地域住民の学校参加制度としての学校評議員制度は、学校教育法施行規則改正という手続で制度化されることになった。しかし、この省令主義の手法では、法律主義の手法とはまるで違って、文部省の意向だけで学校参加制度が制度化されることになるのだから、その制度化に際して、そこに地域住民等（＝国民）の意向が反映されることはないのである。いわば文部省の意向だけで、文部行政にとって都合のよい制度がつくり上げられること



になり、事実、そのような学校評議員制度がつくり上げられたのである。

果たして、このような手法で、地域住民等（＝国民）の意向を反映しての学校参加の制度化が、学校運営・地方教育行政に地域住民等（＝国民）の意向を、よりよく反映させ得るような学校参加の制度化が、可能となるのであろうか。

2000年度をもってスタートした、今回の学校評議員制度の根本的問題は、この制度が省令主義という手続でつくり上げられたことに由来すると言わなくてはならない。本来、今回の学校評議員制度の法制化は、学校教育法施行規則という省令の改正という手続によってではなく、まさに法律主義の原則に基づいて、学校教育法の改正という手続によって、地域住民等（＝国民）の意思に基づいて、達成されなくてはならなかったのである。

## 第6章 学校教育法施行規則改正通知

2000年1月21日、文部省は、文部事務次官・佐藤禎一の名で、都道府県教育委員会、都道府県知事、指定都市教育委員会、指定都市市長、国立大学学長、国立久里浜養護学校長に向けて、通知「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（文教地第244号）を発した。以下、この「通知」の内容について、極力仔細に見ていくことにしよう。

(1) この「通知」（以下、これを「文部省通知」という）は「まえおき」および「記」からなるものであるが、初めに、その「まえおき」全文から見ておけば、そこには次のようにある。

「このたび、別添のとおり、『学校教育法施行規則等の一部を改正する省令』（以下『改正省令』という。）が平成12年1月21日文部省令第3号をもって公布され、平成12年4月1日から施行されることになりました。／今回の改正の趣旨は、中央教育審議会答申『我が国の地方教育行政の今後の

在り方について』(平成10年9月21日)に基づき、これからの学校が、より自主性・自律性を持って、校長のリーダーシップのもと組織的・機動的に運営され、幼児児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある学校づくりを展開することができるよう、校長及び教頭の資格要件を緩和するとともに、職員会議及び学校評議員に関する規定を設けるものであります。／この趣旨に即して、各学校において、学校運営が適正に進められ、地域の実情等に応じた教育活動が一層活発になるよう指導の徹底にご留意願います。／改正省令の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、関係する規程の整備等、事務処理上遺漏のないよう願います。また、都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校その他の教育機関及び学校法人に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。」

これが本文部省通知の「まえおき」全文であるが、このような通知を文部省が出すこと自体、すでに前回の本論文でも解明しておいたように、9・21中教審答申が「地域住民の教育行政・学校運営への参画」「学校の自主性・自律性の確立」と並んで「教育行政の地方分権化」を提唱していたことに抵触することになりはしないか。とくに「改正省令の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、関係する規程の整備等、事務処理上遺漏のないよう願います」などと、各都道府県の教育委員会・知事等に命ずることは、9・21中教審答申の「教育行政の地方分権化」の推進の主旨に真っ向から反することになりはしないか。それとも、この9・21中教審答申の「教育行政の地方分権化」の提案は、このような文部省行政命令を許容する程度の提案であったのであろうか。

教育行政の文部省中央集権主義は、9・21中教審答申以後においても、何らの変化も見せていないと言わざるを得ないのである。

(2) ついで、この文部省通知の「記」の部分について見れば、それは、およそ次頁表のような目次構成からなっている。

記

- 1 改正の趣旨  
(校長及び教頭の資格関係)  
(職員会議関係)  
(学校評議員関係)
- 2 改正省令の概要  
(校長及び教頭の資格関係)  
(職員会議関係)  
(学校評議員関係)
- 3 留意事項  
(校長及び教頭の資格関係)  
(職員会議関係)  
(学校評議員関係)  
(その他)

左表に見られるように、この「記」には、校長及び教頭の資格関係、職員会議関係、学校評議員関係の問題について、繰り返して、徹底して論及し、どこまでも誤りのないように注意しようとしていることが知られよう。

なお、本論文では、これを3章10節で構成されているものと見て、以下、この文部省通知の内容分析をすすめることにしたいと思う。例えば、本文部省通知の第2章第2節とえば、2「改正省令の概要」の(職員会議関係)の箇所を指しているということにしたい。

## 第1節 学校評議員制度に関して

各章の第3節では「学校評議員関係」に関する事項が、繰り返し論及されている。

考察の順序は反対になるが、以下、この学校評議員制度に関して、本文部省通知がどのように論じているか、この点を見ていくことから始めよう。

(1) まず、第1章第2節には、次のようにある。

「学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくためには、今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していく必要がある。こうした開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から、省令において新たに規定を設け、学校や

地域の実情等に応じて、その設置者の判断により、学校に学校評議員を置くことができることとするものであること。」

この文章前段は「開かれた学校づくり」を提唱したものであって、一定に評価し得るところであり、そのために、地域住民・父母・子ども・(教職員)の参加した「学校協議会」を各学校に設置するという提言に連動する可能性を秘めた文章となっているとも見られるのである。しかし、この文章後段は「保護者や地域住民等の意向を把握・反映し」といっても、それを把握・反映するのは学校側なのであって、だからこそ、この文章後段は、学校側が「その協力を得る」ことに連なり、さらに学校側は「学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく」ことに連なっていくのである。つまり、保護者や地域住民は、学校運営のあり方について共同して審議し決定する主体ではなくして、学校側の決定に「協力を得る」客体に、さらに学校側の決定を「周知させられる」客体に転じているのであり、そのために学校側の「説明責任」が強調されることになっているのである。およそ「学校協議会」(＝合議制学校経営制度)の設置とは逆方向を向いた提言となってしまうのである。

(2) さらに、第2章第2節は3項からなるが、その第1項には次のようにある。

「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができることとしたこと。また、学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができることとし、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該学校の設置者が委嘱することとしたこと。」

学校評議員は「校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるができる」「校長の推薦により、当該学校の設置者が委嘱すること」などの規定は、すでに9・21中教審答申の中に明示されていたところであり、さほど驚

くには当たらない。問題は、ここに新たに、学校評議員の推薦・委嘱に際しては「当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから」という文言が挿入されたことである。この点は、国立大学の附属学校の場合も全く同じであって、その第2項に「国立大学の附属学校に、学長の定めるところにより、学校評議員をおくことができる」という規定に続いて、学校評議員は「『その附属学校が附属する国立大学の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから』校長の推薦により、学長が委嘱することとしたこと」という文言（『』内文言を指す）が挿入されているのである。

新たに挿入された、9・21中教審答申の中にもなかった、この文言の意味するところは何か。この文言のもつ重大な意味内容については、次の第3章第2節の中で、よくよく確かめてみなくてはならない。

(3) その第3章第2節は、第1項「学校評議員の設置について」、第2項「学校評議員の運営について」、第3項「学校評議員の委嘱について」の3項からなり、学校評議員の設置・運営・委嘱等のことについて、詳細に規定している。

まず、その第1項の①「設置の在り方」には「本制度は、地域住民の学校運営への参画の仕組みを新たに制度的に位置付けるものであること、学校や地域の実情に応じて柔軟な対応ができるようにすることが望ましいことから、省令に学校評議員に関する必要な基本的事項のみを定めることとし、これを必置とするものではないこと」などとあり、本制度の各学校必置制をしないこととしている。

\* なお、この箇所の後段には「なお、省令に規定する学校評議員ではないが、これに類似する仕組みを既に設けている場合、今回の省令改正により、これを廃止又は改正する必要はないこと」とある。ここでいう、すでに設けている「類似する仕組み」とは、どんな仕組みのことを言うのか、どの程度・範囲までの仕組みが「類似する仕組み」に該当するのか、必ずしも明確でない。やはり、この「省令に規定する学校評議員」制度の主旨と同一の仕組みを言うのか、あるいは「学校協議会」的なものまで

も「類似する仕組み」に含むのか、検討する必要があるのかもしれない。

そして、さらに、その②「設置者の定め」には「人数や委嘱期間など学校評議員の具体の在り方については、当該学校の設置者が定めるものとしたこと」とあり、続いて、その③「設置形態」には、次のようにある。

「学校評議員は学校毎に置くものであること。また、学校評議員は一人一人がそれぞれの責任において意見を述べるものであること。ただし、設置者の定めや校長の判断により、必要に応じて、学校評議員が一堂に会して意見交換を行い意見を述べる機会を設けるなど、運用上の工夫を講ずることにも配慮すること。」

この箇所で大変なことは、学校評議員を学校毎に置くとしても、学校評議員会の設置を認めることはせず、もっぱら「学校評議員は一人一人がそれぞれの責任において意見を述べるものであること」としていることである。つまり、学校評議員は、校長と個別にタテ(=上下関係)につながり、校長に個別に意見を言うことしかできないということである。これでは、学校評議員は組織として校長に積極的な提言を行うことはできないことになるから、たとえ「学校評議員が一堂に会して意見交換を行い意見を述べる機会」が設けられるとしても、それは、意見交換を主たる目的としており、学校評議員会としての意見を校長に伝えるためではないのである。あくまでも学校評議員は、校長と個別にタテにつながっており、校長に対して個別的に意見を言うに過ぎない。

この点を、より明確にしたのが、その第2項「学校評議員の運営について」の箇所であり、その①「校長が意見を求めること」には、次のようにある。

「学校評議員は、校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じて意見を述べるものとしたこと。このため、校長は、自らの判断により必要と認める場合に意見を求めることとなること。その際、校長は、学校評議員の意見に資するよう、学校評議員に対

し、学校の活動状況等について十分説明することが必要であること。また、校長は、学校評議員の意見を参考としつつ、自らの権限と責任において判断し決定を下すものであること。」

つまり、学校評議員は個別に「校長の求めに応じて意見を述べることができる」に過ぎず、しかも校長は、学校評議員に対して個別に「自らの判断により必要と認める場合に意見を求めること」となるのである。校長が「必要」と認めて「意見を求めた」場合に限り、学校評議員は個別的に意見を言うことができるに過ぎない。しかも、その意見は、校長にとっては単なる「参考」意見に過ぎず、その採否は、校長の「権限と責任において判断」されることになるのである。まさに学校評議員は「校長の学校運営に関する権限と責任を前提として」設置されることになるわけである。これほどまでに無権限な学校評議員が、果たして今後、各学校に積極的に設置されていくのであろうか。設置されたとして、それは今後、どんな役割を果たしていくことになるのであろうか。

学校評議員には一切の自主性・自発性も認められず、学校評議員は、まるで校長の私物と化すことになる。校長の補助機関というよりも、校長の従属的補助機関という方が当たっているように思われるのである。

さらに、その②「意見を求める事項」には、まず「学校評議員に意見を求める事項は、校長の権限と責任に属するものであること」と念を押した上で、次のようにある。

「学校評議員に意見を求める事項としては、例えば、学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などといった学校運営の基本方針や重要な活動に関する事項が想定されるものであるが、具体的にどのような事項に関し意見を求めるかについては、校長自らが判断すること。」

どんな事項について学校評議員に意見を求めるかは、もっぱら校長の判断によるというのであるが、校長の求めもないのに学校評議員が意見を述べる

こととか、ある事項について意見を述べたいと校長に申し出ることなどは、学校評議員の越権行為ともなるのである。

そして、その③「具体の運営方法等」には「学校評議員の具体の運営は、校長の責任と権限において行われるものであり、その際、校長は、その方法や手続について、設置者等の定める範囲内で必要な規程を定めることが可能であること」とあるから、学校評議員の具体的な運営方法等の一切は、設置者等の定める範囲内であるとはいえ、校長権限に属することになる。学校評議員の運営方法等については、その全権が設置者等・校長に委ねられ、そこに学校評議員が意見等を言う余地は全くないということになるのである。

さて、およそ以上のようなわけで、総じて、校長の独善的・独断的な学校運営を一層補強するために、この学校評議員は設置されることになるとしか見られないのである。

「学校の職員以外の者で教育に関する理解及び  
識見を有するもの」等の含意について

すでに見たように、第2章第1節第1項等に、学校評議員の校長推薦・教育委員会委嘱に際しては「当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から」という文言が挿入されていた。この含意は一体何なのか。この点を明確にしたのが、第3章第3節「学校評議員の委嘱について」の箇所である。

(1) その①「構成」の箇所には「学校評議員については、設置者等及び校長の判断により、学校や地域の実情に応じて、できる限り幅広い分野から委嘱することが望ましいこと」とあり、学校評議員の委嘱について、とくに幅広い分野からの委嘱を求めている。したがって、この①だけを見ていれば、子どもや教職員もまた、学校評議員を委嘱される可能性が大いにある。ところが事實は、全くそうではないのである。

(2) その②「要件」の箇所には、次のようにあるからである。

「ア. 学校評議員は、校長の求めに応じて校長が行う学校運営に関し意見



を述べるものであることから、教育に関する理解をその要件とするとともに、責任ある判断に基づき意見を述べる必要があることから、教育に関する識見をその要件としたこと。このような観点から、学校評議員には、保護者や地域住民等を委嘱することを想定しているものであり、児童生徒を委嘱することは想定していないこと。

イ. 学校評議員は、学校外から意見を聞くものであるという観点から、当該学校の職員（国立大学の附属学校にあっては、当該大学の職員）以外から委嘱することとし、その趣旨を明らかにしたものであること。また、教育委員会の委員や教育長その他の職員は、当該学校の設置管理者としての立場からその管理運営に直接又は間接に関係するものであり、このような者を学校評議員として委嘱することは制度上なじまないものであること。」

見られるように、まず第一に、学校評議員は「教育に関する理解」「責任ある判断」「教育に関する識見」を要件とするが、子どもは、これらの要件を欠いているから、学校評議員を委嘱しないという。つまり、学校評議員からは、子どもを排除するというのである。このような子ども排除論は、かの9・21中教審答申でさえ、これほどまでに明確かつ具体的には、展開し得ないでいたところなのである。確かに、子どもには、教育をする側からの「教育に関する理解」「責任ある判断」「教育に関する識見」などを期待し要求することはできない。しかし、教育をうける側からの「教育に関する理解」「責任ある判断」「教育に関する識見」などは、むしろ子どもにしか期待し要求することはできないのであって、それゆえに、子どもにはこれらの要件が欠けているとは、到底言えないのである。しかも、学校運営のあり方について、教育をうける子どもの側からの「言い分」を聞くことが、子どもたちの「荒れ」がいよいよ重大化してきているなか、いまほど強く求められている時代はないのである。

しかも、周知のように、日本政府も批准し発効させた、かの国連「子どもの権利条約」も、その第12条で、子どもの意見表明権を承認し、その第13

条で、子どもの表現の自由まで承認しているのである。したがって、学校評議員から子どもを排除する理由は全くなく、むしろ子どもの「言い分」によく耳を傾けながら、学校を運営し教育・教育行政を实践することこそが強く求められていると言わなくてはならない。

総じて、子どもの「言い分」によく耳を傾けながら、子どもの欲求・要求をよく踏まえて、教育改革・学校改革をすすめるのでない限り、子どもたちの各種の深刻かつ重大な「問題行動」を解決し克服するような、子どもの学習権・発達権・一般人権等を保障し切るような、教育改革・学校改革が不可能なことは、まことに見やすい道理である。学校評議員からの子ども排除論は、そのような改革の可能性さえ否定し去るものである。

また、見られるように、第二に、学校評議員は「学校外から意見を聞くものである」という観点から、学校教職員を委嘱の対象から除外し、教職員排除論をとっている。この点もまた、かの9・21中教審答申でさえ、これほどまでに明確かつ具体的には、展開し得ないでいたところなのである。確かに、学校運営・教育のあり方に関して「学校外から意見を聞く」ことは、極めて大切なことである。しかし、校長が学校運営等をすすめるに際して「学校内から意見を聞く」必要は、全くないのであるか。学校内では、全く教職員の意見を聞くこともせず、校長と教職員は上下の命令服従関係で結ばれていてよいのであるか。かえって、学校運営等をすすめるに際しては、学校の内と外からの意見をよく聞いて、その合意の上ですすめる必要があるのではないか。もっぱら「学校外から意見を聞く」だけで、その意見を無理やりに学校内の教職員に押し付け、教職員に対してその実行を迫るというようなやり方は、学校内に混乱を招くだけになりはしないか。

\* 学校評議員には、子ども・教職員も加える必要があるのではないかという観点から、以上、子ども排除論および教職員排除論を問題にしてきたが、もちろんのこと、すでに見てきたような無権限な学校評議員に子どもや教職員が参加してみても、ほとんど意味がないのではないかという反論もあり得る。しかし、もしも学校評議員会を組織したときに、そこには、父母・住民の代表はもちろんのこと、子どもおよび教職

員の代表も参加している当然ではないかという観点から、その不当性を指摘してみたわけであり、もっと言えば、この文部省通知が、すでに見たように、その①「構成」の箇所、学校評議員については「できる限り幅広い分野から委嘱することが望ましい」とまで述べながら、子ども排除論および教職員排除論をとっていることに対して、その論理矛盾を批判しておいたわけである。

(3) さらにすすめて、第3章第3節の③「推薦や委嘱の手続等」の箇所には、次のようにある。

「学校運営に関する設置者及び校長の責任と権限を踏まえ、学校評議員は、校長の推薦により設置者等が委嘱するものとしたこと。／その推薦や委嘱に係る校長や設置者等の権限を制約するような運用とならないよう留意する必要があること。」

この文言の後段の意味するところは、校長や設置者等は、学校評議員を推薦・委嘱するに際しては、あくまで「自由」「任意」でなくてはならず、そこに準公選制の手続を導入することは、断じて許されないというにある。つまり、学校評議員の推薦・委嘱に際しては、子どもや教職員はもちろんのこと、一般の父母・住民の関与は一切認められないというにある。極めて恣意的・独善的な、校長・設置者等による学校評議員の推薦・委嘱となるわけである。校長の従属的補助機関としての学校評議員制度という、この制度の本質から来る論理必然的な帰結と言ってよいであろう。

設置者等がその人数・任期について決定し、学校評議員に対して「守秘義務」さえ負わせようとしている(その④「身分取扱い」)から、いよいよ学校評議員は、地域住民から「遠い」存在となってしまふ。一体、校長からは何に関する意見が求められ、それに対して学校評議員たちはそれぞれどんな意見を出したのか、こうした問題は、すべて「藪の中」に封じ込まれてしまうことになろう。学校評議員に対して、このような「守秘義務」まで負わすことは、果たして「今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していく」(第1章第3節)ことに、真っ向から反することになりはしないか。

## 第2節 職員会議に関して

(1) 本文部省通知は、初めの第1章第2節で、次のように述べている。

「職員会議は、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応方策についての共通理解を深めるとともに、幼児児童生徒の状況等について担当する学年・学級・教科を超えて情報交換を行うなど、職員間の意思疎通を図る上で、重要な意義を有するものである。しかしながら、職員会議についての法令上の根拠が明確でないことなどから、一部の地域において、校長と職員の意見や考え方の相違により、職員会議の本来の機能が発揮されない場合や、職員会議があたかも意思決定権を有するような運営がなされ、校長がその職責を果たせない場合などの問題点が指摘されていることにかんがみ、職員会議の運営の適正化を図る観点から、省令に職員会議に関する規定を新たに設け、その意義・役割を明確にするものであること。」

校長の提示する方針・教育諸課題への対応方策について、職員間の共通理解を深めたり、情報交換・意思疎通等を図ったりする場が職員会議であること、これらの諸点にこそ「職員会議の本来の機能」があること、したがって、本来「校長と職員の意見や考え方の相違」はあってはならないことであり、まして「職員会議があたかも意思決定権を有するような」誤解があってはならないこと、などを指摘しながら、省令に職員会議に関する規定を設ける意図は「職員会議の運営の適正化」を図ることにある旨を述べた部分である。しかし、教職員が子ども一人ひとりの学習権・発達権・一般人権等の保障に「直接に責任を負う」存在である（教育基本法第10条①）限り、教職員の間にも教職員と校長等の間にも「意見や考え方の相違」が発生することは、むしろ至極当然なことであり、職員会議が教育方針策定の「意思決定参加権を有する」こともまた、至極当然なことではないのか。そうでなければ、教

職員は到底、子ども一人ひとりの学習権・発達権・一般人権等の保障に「直接に責任を負う」ことは不可能ではないのか。校長主導の学校運営の下で、教職員は共通理解・情報交換・意思疎通等を図っているだけで、果たして子どもたちの各種の「問題行動」を解決したり克服したりしていくことが可能なのであろうか。

(2) このような「職員会議の本来の機能」のことについては、また、その第3章第2節でも、次のように述べている。

「職員会議においては、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、学校の教育方針、教育目標、教育計画、教育課題への対応方策等に関する職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換などを行うことが考えられること。」

ここには、新たに「校長の職務の円滑な執行に資するため」という文言が登場しているが、教職員間の意思疎通・共通理解・意見交換の場として職員会議を見ていることには、何らの変化もない。そして、この「校長の職務の円滑な執行に資するため」という文言、つまり、職員会議の設置目的の規定は、その後にも繰り返し強調されている目的規定である。職員会議が校長の職務執行の補助機関として位置付けられていることは、ここからも明白である。

(3) 第2章第2節の第1項には、さらに次のようにある。

「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができることとしたこと。また、職員会議は校長が主宰するものであるとしたこと。」

職員会議の設置目的が「校長の職務の円滑な執行に資する」ことにあること、その職員会議は「校長が主宰するものである」こと、これらの2点を指摘したものである。これらの2点についての、より具体的な内容説明は、続く第3章第2節の5つの項で行われているので、以下、そちらで見ること

しよう。

(4) 第3章第2節第1項には、次のようにある。

「今回省令において規定した職員会議は、学校教育法第28条第3項等において『校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する』と規定されている学校の管理運営に関する校長の権限と責任を前提として、校長の職務の円滑な執行を補助するものとして位置付けられるものであることに十分留意すること。」

学校教育法第28条等の規定については、これを学校業務の総体の「水平分化」の原理の上に規定したものと見るか、あるいは「垂直分化」の原理の上に規定したものと見るか、教育学界においても論争のあるところである。ところが、この文部省通知は、同条第3項等の「校務をつかさどり」にいうところの「校務」を「学校業務の総体」を指すものと解釈し、さらに「所属職員を監督する」にいうところの「監督」には「指揮命令権」も当然に含まれると解釈した上で、この学校教育法第28条第3項等は「学校の管理運営に関する校長の権限と責任」を包括的に規定したものと解釈しているのである。つまり、いわゆる「特別権力関係」論を組み立てている「包括的支配権の論理」に立って、この学校教育法第28条第3項等を解釈しているのである。この点、すぐ下で見ると本文部省通知の第3章第2節の第4項を見れば、より具体的に明らかになる。

また、ここで、職員会議は「校長の職務の円滑な執行を補助するものとして位置付けられるものである」とあり、職員会議は校長の職務執行の補助機関であると、明確に述べられていることを指摘しておこう。

(5) 第3章第2節第3項では、職員会議の構成員のことに、次のように述べている。

「職員会議を構成する職員の範囲については、設置者の定めることとなるが、教員以外の職員も含め、学校の実情に応じて学校の全ての職員が参加できるようにその運営の在り方を見直すこと。」

職員会議を全教職員で構成すること自体には、何の問題もない。むしろ望ましいことであろう。しかし、職員会議が校長の職務執行の補助機関となれば、全教職員をして校長の職務執行を補助せしめるという意図に出た発想であるということになって、望ましいとばかりは言っておられないであろう。全教職員が一括して、校長の包括的支配権の下に入ることになるとも解されるからである。

(6) 第3章第2節第4項には、次のようにある。

「職員会議は校長が主宰するものであり、これは、校長には、職員会議について必要な一切の処置をとる権限があり、校長自らが職員会議を管理し運営するという意味であること。」

今次の文部省通知が、校長と職員会議との権限関係をどのようにとらえているか、本項は、この点を集中的・集約的に示した、極めて重大な意味を持つ規定である。したがって、本項の内容に関しては、徹底して詳細に検討してみなくてはならない。

本項は、より分析的に見れば、次の3つの規定、つまり「職員会議は校長が主宰するもの」「校長には、職員会議について必要な一切の処置をとる権限がある」「校長自らが職員会議を管理し運営する」の3つの規定からなっている。

このうち、まず「職員会議は校長が主宰するもの」という規定に関して言えば、言うところの「主宰」とは「人々の上に立ち、または中心になって物事を取りはからうこと」(岩波書店『広辞苑』第3版)という意味であるから、校長と教職員とは上下関係ない命令服従関係に立ち、職員会議はもっぱら校長主導で運営されるという意味になる。そして、校長には「職員会議について一切の処置をとる権限がある」という規定に関して言えば、校長と教職員とが命令服従関係にあればこそ、校長には「職員会議について一切の処置をとる権限」が生まれることを意味することになるから、校長は部下教職員に対して全面的・包括的な支配権を有することになる。したがって、そのよ

うに校長が全面的・包括的な支配権を有することになれば、まさに「校長自らが職員会議を管理し運営する」ことになるのである。ここで、職員会議に対する校長の管理運営権というのは、校長の部下教職員に対する全面的・包括的な支配権のことを指しているのである。職員会議はいまや、校長の部下教職員たちの組織する、校長の従属的補助機関に変質してしまったことになるのである。

総じて、本項の規定の背後には、かの「包括的支配権の論理」「法治主義の適用排除の論理」等によって組み立てられた、旧行政法学上の「特別権力関係の理論」が置かれていると解されるし、そのように解するほかないのである。

続いて、第3章第2節第5項には「学校の実態に応じて企画委員会や運営委員会等を積極的に活用するなど、組織的、機動的な学校運営に努めること」とあるが、これらの企画委員会にせよ運営委員会にせよ、いまや、校長による部下教職員に対する全面的・包括的な支配権の、より有効な行使に「活用」される従属的補助機関に過ぎないということになるのである。

(7) なお、ここで、あらかじめ付言しておけば、本文部省通知の最後の「その他」の項には、次のようにあり、教育委員会等に対して、教育委員会規則等の整備を命じているのである。

「今回の省令改正に伴い、公立学校を設置する教育委員会にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づく教育委員会規則等について必要な規定の整備を行うこと。また、私立学校の設置者にあっても同様に必要な規程の整備を行うこと。」

地方教育行政法の第33条（学校等の管理）は、教育委員会に対して「その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする」として、教育委員会に対して教育委員会規則（一般に「学校管理規則」という）の制定を命じた規定であるが、す



でに見てきたような学校評議員制度の新設に関して、一方では、第3章第3節第1項の①では「これを必置とするものではない」としながらも、ここでは、各教育委員会に対して教育委員会規則ないし学校管理規則の整備を命じたり、私立学校設置者に対して関係規程の整備を命じたりしているのである。そうだとすれば、もはや、学校評議員制度に関しては、設置するか否かは、各学校の自由とはならず、私立学校までも含んで、必置制となってくるのではないか。例えば、教育委員会規則ないし学校管理規則によって学校評議員制度の設置のことが定められているのに、学校評議員を公立学校が設置するかどうかは各学校の自由ということにはならないであろう。それほどまでに、現代日本の教育行政の集権主義は強化されていると考えなくてはならないからである。

### 第3節 校長・教頭の資格関係

今次の文部省通知の第1章から第3章までの第1節は、いずれも「校長及び教頭の資格関係」に当てられている。校長および教頭の任用資格要件を緩和して、さらに幅広く校長および教頭に人材を確保しようとする主旨に出た規定である。

(1) 例えば、第1章「改正の趣旨」の第1節「校長及び教頭の資格関係」の箇所には、次のようにある。

「校長(学長及び高等専門学校の校長を除く。以下同じ。)及びこれを補佐する教頭については、教育に関する理念や識見を有し、地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、リーダーシップを発揮するとともに、職員の意欲を引き出し、関係機関等との連携・折衝を適切に行い、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保することが重要である。このため、教育に関する職の経験や組織運営に関する経験、能力に着目して、地域や学校の実情に応じ、幅広く人材を確保することができ

るよう、学校教育法施行規則（以下「省令」という。）における校長及び教頭の資格要件を緩和するものであること。

校長・教頭に関して、その資質要件として「教育に関する理念や識見を有すること」「地域や学校の状況・課題を的確に把握すること」「リーダーシップを発揮すること」「職員の意欲を引き出すこと」「関係機関等との連携・折衝を適切に行うこと」「組織的・機動的な学校運営を行うこと」等々の、実に多方面に及ぶ資質を要求している。これほどまでに多方面に及ぶ資質を備えた人材を、校長・教頭に確保しようとするとき、その「資格要件を緩和する」ことによって「幅広く人材を確保する」ことが、果たして可能なのであるか、かえって、その「資格要件をより厳格にする」ことの方が、よほど理に適っているのではないのか。今次の改正省令は一体、その「資格要件を緩和する」ことによって、どんな「人材」を確保しようとしているのであろうか。今次の省令改正の真の意図はどこにあるのか。

(2) 続いて、第2章「改正省令の概要」の第1節「校長及び教頭の資格関係」の第1項から第4項までには、次のようにある。上記の問題点を、さらに鮮明にする意味で、合わせて紹介しておくことにしよう。

〔(1) 省令第8条第1号に規定する教育に関する職（以下「教育に関する職」という。）の範囲に、専修学校の校長及び教員、学校教育法第1条に規定する学校（以下「学校」という。）の実習助手、寮母及び学校栄養職員（共同調理場の当該職員を含む。）の職を加えるとともに、児童自立支援施設に係る規定の整備を行ったこと（省令第8条第1号）。

(2) 10年以上「教育に関する職」にあったことを、校長の資格に加えたこと（省令第8条第2号）。

(3) 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、第8条又は第9条の規定するもののほか、第8条に掲げる校長の資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができることとしたこと（省

令第9条の2)。

(4) 教頭の資格については、第8条の校長の規定を準用することとしたこと(省令第10条)。」

(3) 続いて、第3章「留意事項」の第1節「校長及び教頭の資格関係」の第1項から第3項までには、次のようにある。

「(1) 今回の改正は、学校の管理運営についての権限と責任を有する校長と、これを補佐する教頭に、幅広く人材を確保する観点から行うものであり、これにより、学校において、優れた資質能力を有する校長や教頭を中心に全職員が一致協力して、個性や特色ある教育活動が展開されることを期待するものであること。

(2) 今回の改正により、教頭について、新たに各相当学校の教諭の免許状を有しない者を登用できることとなるが、教頭が児童生徒の教育をつかさどる場合には、各相当学校の相当教科の教諭の免許状が必要であるとの従来の解釈及び運用が変更されるものではないこと。

(3) 省令第9条の2については、学校において、幼児児童生徒の実態や地域の実情に応じた個性や特色ある教育活動を展開するため、学校の運営上特に必要がある場合に、学校の管理運営についての権限と責任を有する校長について、その職務にかんがみ特にその資格要件を緩和したものであること。」

第1項の規定によれば、校長・教頭に「幅広く人材を確保する」目的は、学校において「校長や教頭を中心に全職員が一致協力して、個性や特色ある教育活動が展開されること」を期待してのことにあり、そのためには「優れた資質能力を有する」校長・教頭が必要となるということになる。極めて抽象的な内容の規定であるが、この規定の眼目は、やはり校長・教頭を中心とする全教職員の一致協力体制を敷くことにあるに違いない。やはり、校長・教頭に「幅広く人材を確保する」ことによって、校長「主宰」の学校運営体制の、より強固な整備・確立を意図してのことであろう。

また、第2項の規定については、教頭が教育をつかさどるためには、担当教科等に関する教諭の免許状を有する必要があると言うから、かの「教職の専門性」の原則に照らして、至極当然な規定であると見ることができる。しかし、このような規定をとくに第2項に置かなくてはならなかったのは、教頭に「教諭の免許状を有しない者を登用できる」としたことの結果であって、改正省令第10条の規定に無理があることを証明していると言えるのではないか。

(4) 今次の改正省令は、校長・教頭に「幅広く人材を確保する観点」から、つまり、これによって「優れた資質能力を有する校長・教頭を確保する」ために、その任用資格要件を緩和しようとするものである。したがって、この省令の施行によって民間人の校長登用も当然に可能となる(例えば、改正省令第9条の2参照)。そして事実、その後の2000年7月27日、東京都教委は全国で初めて、都立高校の校長として民間企業の幹部2人の任用を決定し、都教委側では「民間の感覚や経営手腕を学校で発揮してもらいたい」と期待しているという(00・7・28『毎日』)。

このように今次の改正省令は、民間人等の校長・教頭への登用にまで道を開けようとするものであるが、果たして民間人等の登用が学校経営の活性化に役立つかは、大いに疑問の残るところである。というのは、校長・教頭がその職務をより十全に遂行しようとするとき、校長・教頭に必要とされる資質は、第一に教育者の資質であり、続いて第二に経営者の資質であると考えられるからである。学校教育の目的は、言うまでもなく、子どもたち一人ひとりの学習権・発達権・一般人権等のより十全な保障にある。そして、学校経営の目的は、そのような学校教育目的のよりよい達成に向けて、学校のすべての教職員の専門的力量的の自由な行使を保障したり、それらを取りまとめたり、子ども・父母・住民の合議制学校経営を制度化したりしていくところにある。つまり、教職員たちが取り組む教育目的の達成活動そのものを、援助したりサービスしたりするところに、学校経営のあり方の本質があるので

ある。そうだとすると、教育者の資質を欠くような、経営者の資質だけの持ち主によって、学校経営の目的を達成していくことなど、極めて困難だと言わなくてはならない。校長職・教頭職に要求される専門的力量とはどんな力量か、あらためて深く考えていかなくてはならないと思っている。

以上のような意味合いにおいて、今次改正省令における「幅広く人材を確保する観点」は、あまりにも安易な、無原則な観点だといわなくてはならないであろう。

(続く)